

平成 26 年第 1 回小城市議会定例会提案理由

(平成 26 年 3 月 6 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 26 年第 1 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の^{なかむた}中牟田^{ひでのり}秀徳氏が平成 26 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、再度推薦するため、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第 2 号から議案第 5 号までの 4 議案は、小城市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、固定資産評価審査委員会委員の 4 名が平成 26 年 5 月 11 日をもって任期満了となりますので、地方税法の規定により後任の委員を選任するため、議会の同意を求めるものでございます。提案いたしております^{かたおか}片岡^{としゆき}俊幸氏、^{たけとみ}武富^{しげゆき}繁幸氏、^{こが}古賀^{くみこ}久美子氏、^{まつもと}松本^{さだのり}貞則氏の 4 名の方を再度選任するものでございます。

次に、議案第 6 号 小城市教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員の西森^{にしもり} 秀夫^{ひでお}氏が平成 26 年 5 月 15 日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により後任の教育委員会委員として久本^{ひさもと} 行則^{ゆきのり}氏を任命するため、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 7 号 小城市相原一郎教育振興基金条例の一部を改正する条例でございますが、小城市相原一郎教育振興基金の一部を処分し、活用するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 8 号 小城市立学校設置条例及び小城市芦刈給食センター条例の一部を改正する条例でございますが、芦刈小中一貫校の開校にあわせまして両条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 9 号 小城市小柳育英資金貸付条例の一部を改正する条例でございますが、小城市育英資金貸付との均衡を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 10 号 小城市営環境整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例でございますが、市が行

う農業農村整備事業の分担金を事業ごとに改めるため、「環境整備事業」から「農業農村整備事業」へ題名及び条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 11 号 小城市営住宅条例の一部を改正する条例でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正及び福島復興再生特別措置法の施行に伴い、市営住宅の入居者の資格要件のうち、単身による入居要件を拡充するものでございます。

次に、議案第 12 号 小城市観光駐車場条例でございますが、小城町清水地区に観光駐車場を整備することに伴い、条例を制定するものでございます。

次に、議案第 13 号 小城市小城町東新町住宅団地浄化施設条例でございますが、これは、小城町東新町住宅団地で維持管理をされている浄化施設を、小城市に移管し、小城市において施設の維持管理を行うものでございます。

次に、議案第 14 号 小城市道路線の変更についてでございますが、甘木線あまぎせんにつきましては、県道小城牛津線けんどうおぎうしづせんへ接続するよう終点の変更が生じたため、市道区域の変更を行うものでございます。

次に、^{とねり こうじせん とねりせん ふくでんじせん} 舎人・小路線、舎人線及び福田寺線につきましては、^{けんどう うしづあしかりせん} 県道牛津芦刈線の拡幅工事に伴い、起点の変更が生じたため、市道区域の変更を行うものでございます。

次に、^{こうそく どうろ せつぞくせん} 高速道路接続線につきましては、スマートインターチェンジの計画変更に伴い、起点及び終点の変更が生じたため、市道区域の変更を行うものでございます。

続きまして、「平成 25 年度補正予算」についてご説明申し上げます。

まず、議案第 15 号 平成 25 年度小城市一般会計補正予算（第 5 号）は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 4,152 万 6 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 206 億 9,578 万 7 千円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正は、スマートインターチェンジ整備事業の総額と年割額を変更するものでございます。

第 3 表 繰越明許費補正は、児童福祉総務費から道路橋りょう災害復旧事業までにつきまして、事業が年度内に完了できない見込みでございますので、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越しするものでございます。

第 4 表 債務負担行為は、牛津窓口出張所の家賃・共済費から県営土地総借入利子等・周辺整備償還補助

金までの3事項の期間及び限度額を定めるとともに、市道敷土地借地料及び小中学校電話機器等賃借料の限度額を変更するものでございます。

第5表 地方債補正は、国県営土地改良対策事業から農林水産施設災害復旧事業までの6事業の借入限度額を変更するとともに、小城消防署建設事業に伴う借入れを廃止するものでございます。

補正の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、第6款 農林水産業費では、国の経済対策補正予算を活用した「県営クリーク防災機能保全対策事業」及び海苔の色落ち被害対策として「海苔養殖漁場環境改善緊急対策事業」などの経費を計上しております。

第7款 商工費につきましても、国の経済対策補正予算を活用した「小城公園高質化推進事業」及び「JR小城駅周辺整備事業」などの経費を計上しております。

第8款 土木費につきましても、国の経済対策補正予算を活用した、市道の路面のひび割れやわだちなどの調査を行う「市道維持補修事業」などの経費を計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入の主なものは、市税及び使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入、各種事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、市債の増のほか、財源調整のため

の財政調整基金繰入金の減などによるものでございます。

次に、議案第 16 号 平成 25 年度小城市授産場特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 154 万 2 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,438 万 3 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では一般会計繰入金を、歳出では社会福祉費をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第 17 号 平成 25 年度小城市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 1 万 3 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 728 万 3 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では一般会計繰入金を減額し、歳出では手数料等の減額及び予備費を増額するものでございます。

次に、議案第 18 号 平成 25 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 5,778 万 8 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 492 万 4 千円とするものでございます。

第 2 表 繰越明許補正は、三日月処理区及び芦刈処理区並びに小城処理区の事業費につきまして、事業が

年度内に完了できない見込みでございますので、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越すものでございます。

第 3 表 地方債補正は、公共下水道事業の事業費確定及び国の補正予算などに伴い、借入限度額の変更をいたすものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では下水道負担金を実績により増額し、あわせて、国の補正予算に伴い国庫支出金、市債を増額するものでございます。

歳出では国の補正予算などに伴う事業費の増額を行うものでございます。

次に、議案第 19 号 平成 25 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 2,545 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 58 億 7,202 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、療養給付費等交付金の過年度分の追加、歳出では平成 24 年度療養給付費等負担金精算金等として諸支出金を増額するものでございます。

次に、議案第 20 号 平成 25 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 718 万 5 千円を減額し、予算の総額

を歳入歳出それぞれ 4 億 7,401 万 2 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金を減額し、歳出では後期高齢者医療広域連合へ納付する事務費、及び保険料を減額するものでございます。

次に、議案第 21 号 平成 25 年度小城市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、収益的収入及び支出の既定予算額にそれぞれ 433 万 1 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 2 億 8,884 万 4 千円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出の収入を 425 万 4 千円増額し、支出を 5 万円減額するものでございます。

補正の主な内容は、収益的収入では新規給水申請の増加に伴う、手数料及び加入金等の増によるものでございます。収益的支出では、委託料等を減額し、収支の均衡を図るため予備費を増額するものでございます。

資本的収入では、配水管移設補償費等の増による負担金の増額、支出では、投資有価証券購入費の減額によるものでございます。

次に、議案第 22 号 平成 25 年度小城市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、収益的収入の既定予算に 494 万 8 千円を追加し、収益的支出の既定予算から 1,258

万6千円を減額し、予算の総額のうち収益的収入を13億928万7千円、収益的支出を12億7,887万6千円とするものでございます。

補正の主な内容は、収益的収入では医業外収益の補助金として佐賀県糖尿病コーディネーター看護師育成事業補助金等を増額し、また収益的支出では医業費用のうち減価償却費等を減額するものでございます。

以上、平成25年度補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案23号から議案30号までの各会計の平成26年度当初予算に関する議案8件についてご説明申し上げます。

まず、議案第23号 平成26年度小城市一般会計予算でございますが、予算総額は、歳入歳出ともそれぞれ203億1,440万円でございます。骨格予算として編成した前年度の当初予算と比較しますと、10.5%、19億2,884万9千円の増となっております。

第2表 地方債は、合併振興基金造成事業から臨時財政対策までの15件の起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の最高額を15億円と定めるものでございます。

以下、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

まず、第2款 総務費について申し上げます。

ここでは、新たに国の「社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム改修業務」に係る経費や、県の緊急雇用創出基金事業を活用した、「インターネット情報番組発信事業」に係る経費のほか、平成27年3月には合併10周年を迎えるため「市政施行10周年記念シンポジウム事業」に係る経費などを計上いたしております。

また、アイル温泉を核とする「温泉・スポーツ・医療」が連携した拠点づくり構想を具現化するための「資源磨き構想調査事業」に係る経費や、第1次総合計画の最終年度が平成28年度となっているため、新たに「第2次総合計画策定事業」として基本構想策定に要する経費などを計上いたしております。

次に、第3款 民生費について申し上げます。

ここでは、消費税率引き上げに際し、低所得者に与える負担を軽減するための「臨時福祉給付金支給事業」や、子育て世帯への影響を緩和するための「子育て世帯臨時特例給付事業」に係る経費のほか、民間の保育園の受入れ数を増やすための施設整備事業補助金として「保育所等緊急整備事業」などを計上いたしております。

次に、第4款 衛生費について申し上げます。

ここでは、電気自動車用充電設備を市内公共施設に

新たに設置するための「電気自動車充電インフラ整備・活用事業」に係る経費や、ごみ処理の広域的取り組みを目指す「多久小城地区広域クリーンセンター建設促進事業」のほか、安心して妊娠や出産ができるよう「妊娠安心風しん予防接種事業」に係る経費などを計上いたしております。

次に、第6款 農林水産業費では、持続可能な力強い農業を実現するための「青年就農給付金給付事業」や、園芸作物の収量・品質の飛躍的な向上を図る「儲かるさが園芸農業者育成対策事業」のほか、漁業用燃料油の安定的な提供を可能にする「県漁業経営構造改善事業」などに係る経費を計上いたしております。

また、「農業基盤整備促進事業」や「県営クリーク防災機能保全対策事業」などにも引き続き取り組み、農業生産基盤の維持及び安定と、競争力のある農業を目指してまいります。

次に、第7款 商工費について申し上げます。

ここでは、県の緊急雇用創出基金事業を活用し、小城市の総合的なイメージアップや、より効果的な情報を発信するため、新たに「観光情報発信番組放映事業」に取り組むほか、「小城市特産品等販路拡大事業」や、「(仮称)まちなか市民交流プラザ等整備事業」に係る経費などを計上いたしております。

次に、第8款 土木費では、「スマートインターチェンジ整備事業」や、「市営住宅建替事業」のほか、新た

に「橋りょう長寿命化修繕事業」に取り組みます。

また、有明海沿岸道路の整備によりインターチェンジの設置が予定されている路線の交通量増加に対応するため「市道住すみのえノ江・社しゃがらみせん搦線改良事業」なども計上いたしております。

次に、第9款 消防費では、常備消防体制の強化及び施設の更新のため「佐賀広域消防局小城消防署建設事業」に要する経費などを計上いたしております。

次に、第10款 教育費について申し上げます。

ここでは、継続費として「芦刈小学校改築事業」や、牛津小学校の建物の耐久性向上を図る「牛津小学校施設大規模改造事業」に係る経費のほか、待機児童の解消と増加する入級希望者への対応を図るため「放課後児童クラブ建設事業」に係る経費などを計上いたしております。

また、中林なかばやしごちく梧竹作品を市のホームページ上でも鑑賞できるよう「梧竹デジタルミュージアム事業」に係る経費なども計上いたしております

次に、第11款 災害復旧費について申し上げます。

災害復旧費は、鉦害復旧農業施設や鉦害ポンプ排水施設の維持管理費などを計上いたしております。

次に、第12款 公債費について申し上げます。

公債費は、通常の地方債の元利償還金を計上いたしております。

引き続き、歳入について申し上げます。

市税の内、法人市民税につきましては、県内経済が、緩やかに持ち直しつつあることから増加しております。

また、個人市民税につきましては、緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分に限り、個人市民税の均等割を 500 円引き上げることとされていることと、景気の持ち直しによる個人所得の増加を見込んでおります。

固定資産税につきましては、25 年度の実績見込みと消費税の引き上げ前の住宅やアパートの新築件数の増加などにより、増収を見込んでおります。

その他の税は、実績等を勘案して予算を計上いたしております。

次に、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債は国の地方財政計画を考慮した見込額を、また、市債の内、農林水産業債、商工債、土木債及び教育債は、それぞれ事業に伴う財源として計上するものでございます。

その他の収入は、地方財政計画や過去の実績等を踏まえた見込額を計上いたしております。

しかしながら、これだけでは財源不足が生じますことから、財政調整基金に加え、事業目的に応じた公共施設整備基金からの繰り入れや、公債費の償還財源の一部として減債基金からの繰り入れにより予算を調整

しております。

次に、議案第 24 号 平成 26 年度小城市授産場特別会計予算から、議案第 28 号 平成 26 年度小城市後期高齢者医療特別会計予算までの 5 特別会計につきましてご説明いたします。

まず、議案第 24 号 平成 26 年度小城市授産場特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額を 2,571 万 9 千円とするものでございます。対前年度比マイナス 0.8%、20 万 6 千円の減となっております。

内容としては、障がい者等が利用する授産施設の運営に係る予算となっております。

次に、議案第 25 号 平成 26 年度小城市簡易水道特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額を 660 万 5 千円とするものでございます。対前年度比マイナス 9.5%、69 万 1 千円の減となっております。

内容としては 4 箇所の施設により、山間部集落 6 地区 107 戸に飲料水を供給する事業運営にかかる予算となっております。

次に、議案第 26 号、平成 26 年度小城市下水道特別

会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額を27億6,544万8千円とするものでございます。対前年度比マイナス5.3%、1億5,335万6千円の減となっております。

第2表 継続費につきましては、三日月浄化センター設備工事について、平成26年度から平成27年度までの2年間の総額と年割額を定めるものでございます。

第3表 地方債につきましては、公共下水道事業及び市営浄化槽事業の起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

その他、一時借入金につきましては、借入の最高額を6億円とするものでございます。

続きまして、主な事業内容についてご説明いたします。

まず、農業集落排水事業につきましては、供用開始より10年が経過しておりますので、施設の機能強化対策事業策定費及び維持管理費を計上いたしております。

公共下水道事業につきましては、三日月、芦刈、牛津、小城処理区の^{かんきよ}管渠工事、三日月浄化センターの増設工事及び仁俣中継ポンプ場の建設工事を計上いたしております。

次に、議案第27号 平成26年度小城市国民健康保険特別会計予算でございしますが、歳入歳出予算の総額を53億3,647万6千円とするものでございます。前年

度より 27 万 2 千円の増となっております。

以下、歳出の主なものについてご説明申し上げます。
医療費である「保険給付費」を 3.4% の増、「後期高齢者支援金」、「介護納付金」、「共同事業拠出金」については減額で計上いたしております。

次に、議案第 28 号 平成 26 年度小城市後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を 4 億 9,065 万 7 千円とするものでございます。対前年度比 3.8%、1,774 万 7 千円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料収入であり、歳出の主なものとしましては後期高齢者医療広域連合納付金を計上いたしております。

以上、特別会計の主なものについて申し上げます。
次に、企業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第 29 号 平成 26 年度小城市水道事業会計予算でございますが、水道は健康で快適な住民の生活に不可欠なもので、安全で良質な水の供給を通じ公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するものでございます。

小城市水道事業では、小城市民の約 40% に給水をおこなっており、給水普及率は 98% となっております。

地方公営企業会計制度については、昭和 41 年以来、

約 46 年ぶりに大幅な改正が行われ、平成 26 年度の予算及び実績から適用されることとなっております。平成 26 年度予算では適用初年度のみ会計処理などで予算額の増減が発生しております。

それでは、平成 26 年度予算の概要についてご説明申し上げます。

平成 26 年度の業務の予定量は、給水戸数 6,599 戸、年間総給水量 160 万 4,835 立方メートル、1 日平均給水量を 4,397 立方メートルと予定いたしております。

収益的収入につきましては、給水収益、受取利息配当金、会計制度改正に伴います特別利益など総額 3 億 2,465 万 4 千円を計上いたしております。収益的支出につきましては、佐賀西部広域水道企業団からの受水費、固定資産の減価償却費、会計制度改正に伴います特別損失など総額 3 億 2,465 万 4 千円を計上いたしております。

次に、資本的収入につきましては、地方債償還に伴います固定資産売却代金、工事負担金など総額 2 億 100 万 1 千円を計上し、資本的支出につきましては、配水管布設替え等の建設改良費、投資有価証券購入費など総額 3 億 16 万 8 千円を計上いたしております。

次に、議案第 30 号 平成 26 年度小城市病院事業会計予算でございます。市民病院は平成 25 年 4 月から地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業管理者を

設置し、経営責任を明確化し、職員の意識改革等に取り組み、経営の効率化に取り組んで参りました。

その結果、昨年度と比べて、徐々にではありますが、経営改善の成果がでております。病床利用率も現在70%を維持し、経営収支も昨年度と比べ改善できるものと考えております。

平成26年度の基本方針として、市民のための市民病院の役割をしっかりと果たし、適切な医療を提供するとともに、市民の健康管理を行うことを基本に、他の医療機関と相互の連携を強化し「安全・安心・信頼」のある医療を提供して参ります。

また、地域において必要な医療を安定的に継続的に提供するためには、健全な病院運営を行っていくための経営の効率化を引き続き、図っていくこととしております。

平成26年度の予算でございますが、地方公営企業法施行令の改正に伴い、予算に関する説明書の一部が変更されています。

変更内容としましては、これまで添付しておりました資金計画が廃止され、予定キャッシュ・フロー計算書を、また平成26年度と平成25年度の予定貸借対照表も加えておりますが、予算議案の様式等に変更はありません。

これは、財政状態の適正な表示を行うとともに、同種事業との団体間比較のため、企業会計原則に準じた

会計制度を最大限に取り入れつつ、地方公営企業の特
性も考慮した制度とするため、地方公営企業会計基準
の見直しがなされ、平成 26 年度から適用されるよう
になったものです。

主な見直しとしましては、企業債である借入資本金
の計上区分の変更、引当金計上の義務化、補助金等
により取得した固定資産の償却制度の見直しが挙げ
られます。

さて、平成 26 年度の業務の予定量は、年間患者数
を入院で 2 万 7,375 人、外来で 4 万 6,360 人と見
込んでおります。

まず、収益的収入でございますが、事業収益の大部
分を占める入院収益及び外来収益などの医業収益 11 億
9,196 万 6 千円、他会計負担金、制度改正に伴う長期前
受金戻入うけきんもどしいれなどの医業外収益 1 億 1,272 万 8 千円、総額
で 13 億 469 万 4 千円を計上しております。

次に、収益的支出につきましては、給与費、制度改
正に伴う賞与引当金繰入額及び退職給付費などの医業
費用 12 億 9,128 万 8 千円、支払利息などの医業外費用
1,240 万 6 千円、制度改正に伴う特別損失 3 億 6,314
万 3 千円、総額で 16 億 6,783 万 7 千円を計上して
おります。

次に資本的収入につきましては、企業債元金の返済
に係る一般会計負担金、建設改良費への出資金など総
額で 1 千 762 万 4 千円を計上し、資本的支出につま

しては、自動分析装置など高額医療機器の整備に要する建設改良費、企業債償還金など、総額で3千107万5千円を計上しております。

以上、平成26年度当初予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第31号 新市建設計画の変更についてでございますが、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定によりなお効力を有するとされる同法第5条第7項の規定に基づき、提案するものです。これは、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正により、新市建設計画に基づく合併特例債の発行期間が5年間延長されたことに伴い、新市建設計画の計画期間を平成31年度末まで延長し、財政計画の変更を行うものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げますが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。